

KOBE まちなかパフォーマンス 登録アーティスト（第 2 期）募集要項

神戸市では、アーティストの新たな活動機会と、市民や観光客の皆さまが気軽に様々な文化芸術やエンターテインメントに触れる機会の双方を創出し、神戸のまちのぎわいや魅力向上に繋げていくことを目指して、審査に合格したアーティスト（登録アーティスト）が、まちなかの市公認の場所で、音楽演奏やダンス、大道芸などのパフォーマンスを披露できる制度「KOBE まちなかパフォーマンス」を令和 6（2024）年度より開始しています。

この募集要項では、本制度の公認会場を使ってパフォーマンスをすることが可能になる「登録アーティスト」の第 2 期募集および審査内容について記載しています。

審査に合格したアーティストには、「KOBE まちなかパフォーマンス登録アーティスト」としてライセンスを付与します。神戸市が指定した市内 10 か所（※2024 年 9 月現在）の「公認会場」で、簡単な手続きをするだけでパフォーマンスができるようになるほか、まちなかパフォーマンス関連イベント、外部イベントや神戸市が主催するイベントや式典などから出演オファーが届くことがあります。

1. 応募・審査について

（ア）応募資格

① ジャンル

音楽（弾き語り、アカペラ、楽器演奏、その他の音楽パフォーマンスなど）、ダンス、大道芸、演劇、伝統芸能、ライブアート等、ジャンルは問いません。

※パフォーマンスする際には、パフォーマンスに必要な楽器や機材（電源を含む）の設営・撤収等全ての準備・運営をアーティスト自身で行う必要があります。また会場ごとに音量等の制限がある場合があります。

② 居住地や活動拠点など

- 神戸市内に在住、在勤、在学であるかは問いません。市外の方でも応募いただけます。
- 国籍は問いませんが、日本国籍以外の方は、在留資格を有する方とします。
- 日本語を使って、メール及び電話を使用してコミュニケーションが取れる方。

③ 年齢

2025 年 1 月 1 日時点で満 16 歳以上の方とします。

※未成年の方が応募される場合は、保護者の方の同意書が必要です。

④ 欠格事由

以下のいずれかに該当する方は応募できません。

- A) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- B) 暴力団員等（神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年 3 月 29 日条例第 29 号）第 2 条第 2 項に定める暴力団員）

(イ)応募について

すべて特設 HP を通じた、オンラインのみでの応募受付となります。

なお、特設 HP (<https://www.kobe-bunka.jp/machinaka-boshu/2025>) は 10 月 15 日に開設します。

① 応募受付期間

2024 年 10 月 15 日（火曜）9：00 ～ **11 月 7 日（木曜）17：00**

② 応募手順

応募前に必ず「2. KOBE まちなかパフォーマンス制度の仕組み (P5)」をご一読ください。

- (1) KOBE まちなかパフォーマンス特設 HP より、応募フォームへアクセス
URL：<https://www.kobe-bunka.jp/machinaka-boshu/2025> (10/15 開設)
- (2) 応募フォームに従って、必要事項をすべて入力してください。
審査用動画は、YouTube 上にアップロードした上で、共有 URL を入力していただきます。
- (3) フォームに入力したメールアドレス宛に、受付完了メールが届いていることを確認してください。
※未成年の方は保護者の方から同意を得た上で、フォーム内の同意欄にチェックを入れてください。
- (4) 応募完了

【注意事項】

- ・ 審査に際して参加費等はありません。交通費等の各種経費は参加者負担となります。
- ・ 代表者名は本名で記入してください。
- ・ 電話番号は代表者の携帯電話番号を記入してください。(必ず連絡のつく番号を記載ください)
- ・ 審査期間中、事務局等と迅速な連絡対応をしていただく必要があります。メールアドレスや電話番号は、日常的に確認しているものを入力してください。
- ・ 団体の場合は、メンバー全員の氏名、年齢、楽器やパート等を入力してください。
- ・ 受付完了メールが届かない場合、まずは迷惑メールフォルダをご確認ください。迷惑メールフォルダにも届いていない場合は、再度申込フォームを送信してください。何度送信しても受付完了メールが届かない場合は、下記までご連絡・お問合せください。
申込に関するお問合せ先：kobe.machinaka.p@kobe-bunka.jp

【審査用動画についての注意事項】

- ・ プロモーションビデオやミュージックビデオは審査の対象外です。
アーティスト本人の映り込みが確認できない動画も審査対象外とします。
〈対象外となる例〉
 - × 手元だけを映した弾き語りパフォーマンス動画
 - × アニメーションやイメージ画像に音声が入っている動画

〈対象となる例〉

- パフォーマンス中の様子を収めた無編集の動画を複数つなぎ合わせたもの
 - 動画にキャプションなどの文字情報を加えたもの（撮影日・アーティスト名・イベント名・字幕）
 - ホールやライブハウスでのパフォーマンス中の動画（定点、複数アングル問わず）
- ・ 登録アーティストとして活動を想定している同じメンバー、編成でパフォーマンスしていることが確認できる動画を提出してください。
 - ・ 審査用動画の制限時間は5分以内です。（5分を大幅に超える動画を送信されても、5分を超過する部分については審査を行いません。）
 - ・ 動画をご自身の YouTube チャンネルにアップし、「限定公開」もしくは「公開」の状態で、共有 URL をフォームに入力してください。子ども向け動画の設定にはしないでください。
 - ・ YouTube 以外の動画プラットフォームは受け付けません。

（ウ）審査内容

「KOBE まちなかパフォーマンス」の制度の目的に賛同いただいていること、ルール内容を十分にご理解いただいていることを前提として、以下の5つの審査項目から審査を行います。

① 神戸のまちのイメージとの合致

- パフォーマンス内容が、神戸のまちのイメージや雰囲気、景観に調和するか
- 会場の近隣住民等から受け入れられるものであるか（街の風紀面に悪影響を及ぼすものでないこと等）

② パフォーマンスのクオリティ

- パフォーマンスを通じて、市民や観光客等が充実した時間を共有することができるか
- 気軽に文化芸術に触れることができる、親しみやすいパフォーマンス内容か
- パフォーマンス内容に「まちなか」における公共空間で多くの人が足を止め、惹きつける魅力、質があるか

③ 独自性

- アーティストの個性を活かしたオリジナリティ、創意工夫のある内容・パフォーマンスか

④ 制度および会場ルールとの合致

- 音量制限等、まちなかでのパフォーマンスに適しているか、柔軟に対応できるか
- 観覧者の整理など、会場のルールを遵守する社会性が感じられるか

⑤ 登録アーティストとしての活動意欲

- 神戸のまちを盛り上げることに意欲を持って取り組もうとしているか
- 積極的にパフォーマンスを実施し、活動する意欲があるか

(エ) 審査スケジュール

審査は、①一次審査：書類・動画審査 ②二次審査：オーディション審査 の2段階で行います。

〈応募受付期間〉2024年10月15日（火曜）9：00 ～ 11月7日（木曜）17：00

① 一次審査

応募頂いた書類、**5分以内の動画**により審査を行います。

一次審査可否発表時期：2024年11月下旬ごろを予定。応募者全員に通知します。

② 二次審査 ※一次審査通過者のみ

一般観覧が可能な「公開オーディション」を開催し、実演審査を行います。

下記の二次審査に参加できない場合は棄権となります。あらかじめご了承ください。

「公開オーディション」について

日時：2025年1月10日（金曜）、11日（土曜）時間未定

場所：新開地アートひろば 2F ホール（〒652-0811 神戸市兵庫区新開地5丁目3番14号）

- ・ 出演順やスケジュール、その他公開オーディションに関する音響機材等の詳細は、一次審査通過者にお知らせします。
- ・ 第1期の公開オーディション開催概要はこちらからご覧いただけます。

<https://www.kobe-bunka.jp/machinaka-audition/>

最終可否通知時期：2025年1月下旬ごろを予定。二次審査参加者全員に通知します。

③ 合格後の動き（2025年2月中旬～3月末）

「KOBE まちなかパフォーマンス第2期登録アーティスト」として、特設HP 他で公開、オリエンテーションへのご参加、ライセンス証の引き渡し

⇒ **2025年4月1日より活動開始**

※ 2025年春に開催予定の第52回神戸まつり内で、登録アーティストがパフォーマンスできる機会を設けることも検討中です。（任意参加）

【注意事項】

- ・ 一次審査・二次審査共に、選考結果に関する問い合わせには一切お答えできません。
- ・ 提出書類に記入漏れや虚偽があった場合は、失格とします。
- ・ 本募集に関して要した費用は、応募者の負担とします。
- ・ 審査にあたり、ジャンルのバランスを考慮する場合があります。
- ・ ご提出いただきました個人情報については、KOBE まちなかパフォーマンス登録アーティスト選考のためにのみ使用し、事務局において適切に管理します。

2. 「KOBE まちなかパフォーマンス」制度の仕組み

(ア) ライセンスについて

審査に合格したアーティストは、「KOBE まちなかパフォーマンス 登録アーティスト」となり、ライセンスを交付します。ライセンスを持った登録アーティストは公認会場を利用することができます。

- ・ ライセンスの有効期間は 2025 年 4 月 1 日（火曜）～2026 年 3 月 31 日（火曜）までの 1 年間です。
- ・ 有効期間内に 1 回以上の活動がある等、活動実績が良好であり、翌年度の継続を希望する場合は更新（翌 1 年間）が可能です。
- ・ 「登録アーティスト」のライセンスを取得することでパフォーマンスができる会場は、神戸市が指定した公認会場のみです。一般の路上や駅前などで自由にパフォーマンスが可能になる制度ではありません。ご注意ください。
- ・ 次のいずれかに該当するときは、ライセンスを取り消す場合があります。
 - ア 申請内容に虚偽があったとき
 - イ 活動を実施する見込みがないと認められるとき
 - ウ 本制度及び各公認会場のルール等に著しく反した行為があったとき
 - エ その他、事務局等がライセンスの取消しが必要と認めたとき

(イ) 公認会場について

2024 年 9 月時点で、公認会場になっているのは以下の 10 ヶ所です。

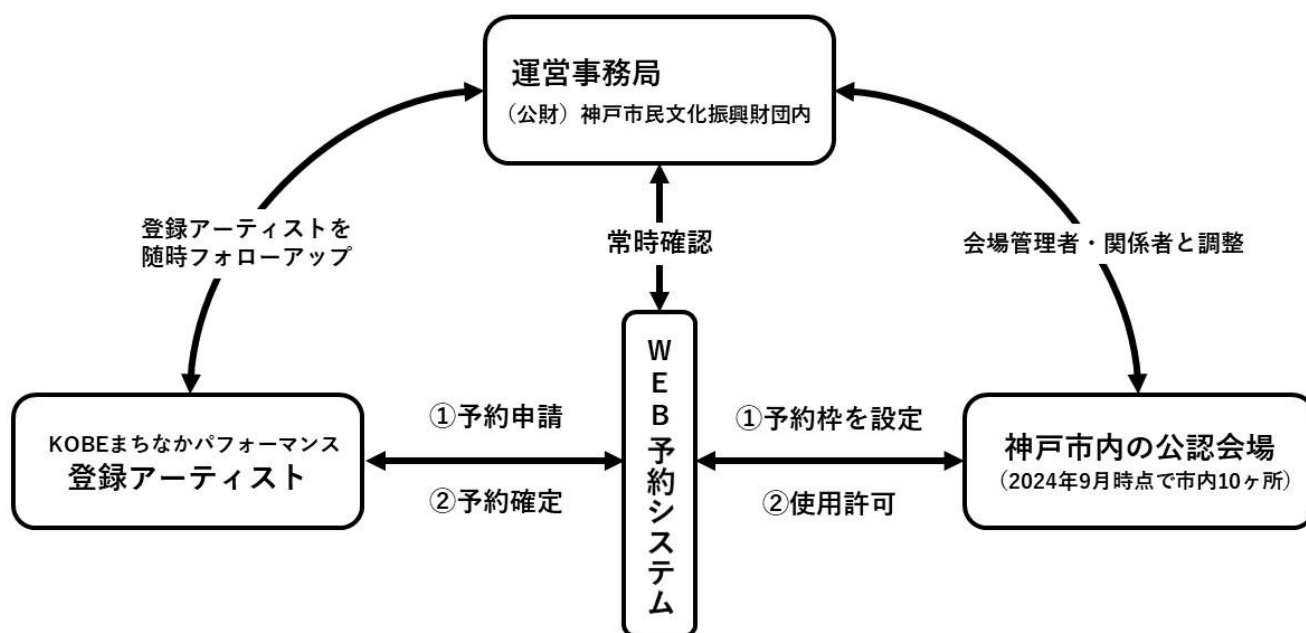
※公認会場は、今後も随時追加していく予定です。最新情報は特設 HP をご確認ください。

- ① 神戸阪急グランパティオ（本館 2 階山側入口前）
- ② 三宮プラッツ
- ③ メリケンパーク
- ④ スペースシアター
- ⑤ 妙法寺駅前広場
- ⑥ ユニバードーム（学園都市駅前）
- ⑦ 光の広場（西神南駅前）
- ⑧ プレンティ広場（西神中央駅前）
- ⑨ 道の駅 神戸フルーツ・フラワーパーク大沢 音楽堂周辺
- ⑩ 地下鉄海岸線 御崎公園駅 東改札口付近

※特設 HP > 会場 MAP <https://www.kobe-bunka.jp/machinaka/map> でご確認ください。

(ウ) 公認会場でのパフォーマンス実施について

【運営イメージ図】



① 予約申請について

- ・ アーティストは、公認会場側が事前に設定した予約枠を予約システム上で確認し、パフォーマンスをしたい日時の予約枠を選択し、予約申請します。その後、会場側が申請を許可することで公認会場が利用できるようになります。
- ・ 公認会場ですいつでも自由にパフォーマンスができるわけではありません。公認会場側が提供した予約枠の中から、アーティストがパフォーマンスの開催を希望する日時を選び、事前に予約することで利用が可能になります。
- ・ 予約枠は1時間ごとに設定されています。現行ルールでは、原則として1日につき「連続して2枠2時間まで」予約することが可能です。
- ・ 予約枠への事前予約は先着順です。
- ・ 予約をキャンセルする場合、所定の手続きが必要です。天候不順等で急遽キャンセルが必要になる場合、事務局等と迅速な連絡対応をしていただく必要があります。
- ・ 予約システムの操作説明は、登録アーティスト向けのオリエンテーションで行います。

② パフォーマンスの際の注意事項、制限について

- ・ パフォーマンスする際には、パフォーマンスに必要な楽器や機材（電源を含む）の設営・撤収等全ての準備・運営をアーティスト自身で行う必要があります。
- ・ 本制度を利用した公認会場でのパフォーマンスに際して、出演料等（ギャランティ）は発生しません。
- ・ 警備誘導、設営などにあたる人員、事務局等や公認会場からの立会人員等はいません。

- ・ 公認会場は一部を除き基本的に屋外です。天候不順によるパフォーマンスの中止も想定されます。
- ・ パフォーマンスは公認会場の決められた区域内で行ってください。
- ・ あらかじめ誘導人員を手配して頂く必要のある公認会場があります。
- ・ グループでパフォーマンスする場合は、登録アーティストとしてライセンス付与されたメンバーのみがパフォーマンス可能です。なお、ライセンスを持たない方と共演することも可能ですが、この場合、事前に事務局等に共演の概要を説明の上、承認を受けてください。
- ・ 歩行者及び公認会場の利用者等の通行を最優先し、支障が発生しないようにしてください。特に観覧者が多く見込まれる場合は、誘導人員の手配をご検討ください。
- ・ 演奏・パフォーマンス中は、事務局等から交付されたライセンス証を必ず掲示してください。
- ・ 演奏・パフォーマンス後は清掃等を行い、会場の美化に努めてください。
- ・ その他、各公認会場のルール及び施設管理者の指示に従ってください。
- ・ 次に掲げるパフォーマンスは禁止とします。
 - ア 近隣の方や他の施設利用者の迷惑になるような大音量を伴うもの
 - イ 火器、刃物等の危険物を使用するもの
 - ウ 動物（犬、猿、鳥類等）を扱うもの
 - エ 宗教的又は政治的な宣伝や主張を目的としたもの
 - オ その他、事務局等や公認会場が観覧者等に支障が発生しかねないと判断したもの

③ 投げ銭・物販について

- ・ 観覧者の厚意による投げ銭を受け取ること、DVD、CD、チケット等の販売行為が可能です。ただし、強要することはできません。
- ・ 投げ銭・販売行為ができない、もしくは、制限がある公認会場があります。
- ・ 販売収入及び投げ銭収入に対する手数料の納付等はありません。
- ・ 登録アーティストと関連性の無いグッズは販売しないようにしてください。

④ その他活動に際しての注意事項

- ・ 制度内容やルールについては、随時変更になる可能性があります。
- ・ パフォーマンス終了後には、投げ銭・物販の売上、観覧者数の実績などを、別途案内する「活動実績報告フォーム」への入力を通じて、事務局等に報告していただきます。制度の継続のためにご協力をお願いしています。
- ・ 各公認会場の営業に支障をきたした場合、観覧者やその他第三者に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額の賠償を求める場合があります。観客等、第三者に対する「損害賠償保険」への加入をご検討ください。
- ・ JASRAC 等の著作権管理団体に登録されている楽曲を使用する場合は、登録アーティスト自身で申請手続きを行ってください。なお、権利侵害に関する申し入れなどがあ

った場合には、登録アーティスト自身がすべての責任を負うものとします。

- ・ 事務局等の広報活動や事業報告等においてパフォーマンス動画や画像を無償で利用することに了承し、必要な協力を行っていただきます。なお、必要に応じて編集を行う場合があります。
- ・ 「KOBE まちなかパフォーマンス 登録アーティスト」の資格をもって活動できる場所は、神戸市が予め指定した会場に限られます。これ以外の場所で活動を行う場合には、施設の場合には施設管理者に対する事前の届け出、道路上の場合には事前に道路使用許可申請など所定の手続きが必要であることをご了解ください。
- ・ 「登録アーティスト」は神戸市の公募によって選出されたアーティストとなります。公認会場以外でも、マナーやルール、手続きを守っていただいた上で活動するようにしてください。マナーやルール面で、ご意見や苦情、通報などがあった場合、誠実に対応していただくことが求められます。

(エ) 連携アプリケーション・SNS「Street」の活用について

「KOBE まちなかパフォーマンス」では、ストリートパフォーマンス情報が見られる SNS「Street」と連携しています。登録アーティストには本事業の連携アプリである「Street」を使用しながら活動していただきます。

- ・ 会場予約が完了すると、公認会場での出演情報が自動で「Street」に反映されます。
- ・ 公認会場以外でのライブ情報も発信可能です。
- ・ 「Street」を通じて、オンラインで投げ銭が受け取れるようになります。
- ・ 公認会場で活動する際は、観覧者等に対して「Street」の登録・利用を呼びかけてください。

「Street」とは

神戸電子専門学校の学生が開発したアプリで、ストリートライブを開催したいアーティストと行きたいアーティストをマッチングさせる、ストリートライブをされるアーティストの方に特化した SNS です。

Street では、道端の暇な時に現在地から近い開催情報を Map 上で確認し、ライブに足を運ぶことができる「開催地 Map 機能」や自身のお気に入りのライブを探すことができる「ライブ一覧機能」があります。これにより、自身のファン以外にも広く宣伝することができます。

また、アプリ内で投げ銭を受け取ることができる「投げ銭機能」やストリートライブに特化した機能も充実しており、アーティストと視聴者を繋げる新しい方法を提供します。



(オ)「KOBE まちなかパフォーマンス関連イベント」への出演オファーについて

「登録アーティスト」になることで、外部イベントや神戸市が主催するイベントや式典などの出演オファーが入ることがあります。出演オファーには「神戸市からのオファー」と、「特設 HP 内の出演依頼フォームを経由したオファー」の2種類があります。

- ・ 特設 HP 内には、登録アーティストに対して、どなたでも各種イベント等に出演を依頼できる出演依頼フォーム（ <https://www.kobe-bunka.jp/machinaka/request> ）を設けており、依頼があったものは事務局を通じてアーティストに依頼内容を転送しています。
- ・ 特設 HP 内の出演依頼フォームを経由したオファーの場合は、登録アーティストを指名した上で依頼があるため、すべての登録アーティストにオファーが入るわけではありません。
- ・ 出演の可否や出演料については、依頼者と登録アーティストの間で直接ご相談いただくことになります。事務局がブッキングや交渉を行うことはありません。

【過去の出演イベント例】 ※「神戸市からのオファー」での実績

- ・ ポートアイランド 市民広場駅ライトアップお披露目イベント [市主催]
- ・ 神戸阪急本館南側 KOBE パークレット OP イベント [市主催]
- ・ サンシティ専門店街（神戸市中央区）ストリートピアノお披露目イベント
[三宮 East エリアマネジメント協議会主催]
- ・ 神戸市役所シティホールコンサート [シティホールコンサート実行委員会主催]

3. 問い合わせ先

KOBE まちなかパフォーマンス 運営事務局

（公益財団法人神戸市民文化振興財団 事業部文化振興課内）

メールアドレス：kobe.machinaka.p@kobe-bunka.jp （担当：山田、野澤）